

## 交野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち次の各号に掲げる事業を行う事業所（以下「第1号事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護予防型訪問サービス
- (2) 生活援助型訪問サービス
- (3) 介護予防型通所サービス
- (4) 選択型通所サービス

(第1号事業所の指定に関する基準)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき、第1号事業の指定に関する基準は、次の各項に定めるとおりとする。

2 第1号事業を行う事業者（以下「指定事業者」という。）は、法人であるものとし、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 労働に関する法律の規定であつて政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者。
- (4) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者。
- (5) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者。
- (6) 法第115条の45の9による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第8条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止につい

て相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者。

(7) 法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から法第70条第2項第7号の2に規定する聴聞決定予定日(この場合において、第77条第1項とあるのは、第115条の45の9と読み替えるものとする。)までの間に第5条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者。

(8) 申請前5年以内に法第23条に定める居宅サービス等及び第1号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

(9) 法人の役員等(法第70条第2項第6号に規定するもの。以下この項において同じ。)のうちに第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者(該当する者が法人である場合においてはその役員等(ただし、第4号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。)であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者(ただし、第4号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。)であった者を含む。)

(10) 法人の役員等のうちに禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(11) 法人の役員等が交野市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者。

2 前項に掲げるもののほか、要領に定める事業種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準のとおりとする。

(指定事業者の指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間は、6年を超えることはできない。

(1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第13条の規定により第1号事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該みなされた指定の有効期間は、当該指定事業者の指定を受けたものとみなされた日から起算して3年を経過する日まで

(2) 介護予防型訪問サービス若しくは生活援助型訪問サービスと法第8条第2項に規定する訪問介護(以下「訪問介護」という。)を、又は介護予防型通所サービス若しくは選択型通所サービスと法第8条第7項に規定する通所介護(法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下「通所介護」という。)を一体的に運営

(同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。) している指定事業者の指定期間(当該指定事業者の同意がある場合に限る。)は、当該訪問介護又は通所介護の指定の有効期間の満了の日までとすることができる。

(3) 介護予防型訪問サービス若しくは生活援助型訪問サービスの指定を、又は介護予防型通所サービス若しくは選択型通所サービスの指定を既に受けている第1号事業(以下この条において「既存事業」という。)の指定事業者が新たに既存事業以外の第1号事業を一体的に運営している指定事業者の指定期間(当該指定事業者の同意がある場合に限る。)は、当該既存事業の指定の有効期間の満了の日までとすることができる。

(4) 前各号以外の場合は、指定事業者の指定の日(指定事業者の指定の更新の場合は、従前の有効期間の満了の日の翌日)から起算して6年

(指定の拒否)

第4条 市長は、指定事業者の指定について、指定事業者の指定を行うことにより第1号事業の供給量を超過する場合その他本市における総合事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、指定事業者の指定をしないことができる。

(指定の申請等)

第5条 法第115条の45の5第1項の規定による指定に関する申請は、指定申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 市長は、第2条に規定する基準を満たしている事業者を指定する。

3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他事業種別ごとに次に定める事項に変更があったときは、10日以内に変更届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(1) 介護予防型訪問サービス及び生活援助型訪問サービス

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 代表者の氏名、住所及び職名

オ 定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)

カ 事業所の建物の構造、専用区画等

キ 事業所の管理者の氏名及び住所

ク 運営規程

ケ 利用者の推定数の変更

コ 第1号事業支給費の請求に関する事項

サ 役員の氏名及び住所

シ その他市長が必要と認める事項

(2) 介護予防型通所サービス及び選択型通所サービス

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称
- ウ 主たる事務所の所在地
- エ 代表者の氏名、住所及び職名
- オ 定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
- カ 事業所の建物の構造、専用区画等
- キ 事業所の管理者の氏名及び住所
- ク 運営規程
- ケ 定員の変更
- コ 第1号事業支給費の請求に関する事項
- サ 役員の氏名及び住所
- シ その他市長が必要と認める事項

(指定の更新)

第7条 法第115条の45の6に規定する指定の更新の申請は、第1号事業所ごとに指定更新申請書（第4号様式）により行うものとする。

(廃止若しくは休止の届出)

第8条 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止若しくは休止しようとする日の1か月前までに廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により行うものとする。

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(再開の届出)

第9条 指定事業者は、休止した当該第1号事業を再開したときは、10日以内にその旨を廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な手続きは、要綱の施行日前においても行うことができる。